

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇国際経済協力会議開催

先進8か国(ＥＣは1か国として代表)、産油7か国および非産油発展途上12か国の閣僚級代表(注)は、12月16日～19日の4日間パリにおいて国際経済協力会議を開催(議長国はカナダ、ベネズエラ)、資源・南北問題等について協議し、エネルギー等4委員会を設置して今後これらの問題に関する継続的な検討を行っていく旨決定した。会議終了後、概要以下のようなコミュニケが発表された。

(注) 会議参加国は以下のとおり。

先進国……米国、日本、ＥＣ、オーストラリア、カナダ、スペイン、スウェーデン、スイス  
産油国……ベネズエラ、アルジェリア、サウジアラビア、イラン、イラク、インドネシア、ナイジェリア  
非産油発展途上国……メキシコ、ブラジル、インド、パキスタン、ザイール、カメルーン、エジプト、ザンビア、ジャマイカ、パキスタン、ペルー、ユーゴスラビア

1. 各閣僚は国際経済情勢に関して見解を表明し、また当会議が国際経済協調によって現在の諸問題を解決するための唯一の機会であることを確認した。  
2. 当会議は「エネルギー」、「一次産品」、「開発」および「金融」の諸問題検討のための委員会(注)を設置し、各委員会は向う1年間定期的に会合を開催する。各委員会は発展途上国代表10か国、先進国代表5か国の合計15か国により構成されるものとする。

(注) 各委員会の共同議長国は次のとおり。

エネルギー……サウジアラビア、米国  
一次産品……ペルー、日本  
開発……アルジェリア、ＥＣ  
金融……イラン、ＥＣ

3. 上記4委員会は76年2月11日にパリで作業を開始する。委員会の作業手順は76年1月26日、本会議共同議長国ならびに4委員会の各共同議長国が準備会議を行って検討する。  
4. 当会議が検討する諸問題に直接的関係を有する国際諸機関は、当会議に有益な貢献を行う権利を有するものとする。このため当会議はそれらの機関(注)に対し、オブザーバーを委員会に派遣するよう要請した。

(注) 国連事務局、ラテンアメリカ経済委員会、国際エネルギー機関、石油輸出国機構、国連貿易開発会議、経済協力開発機構、関税貿易一般協定、国連工業開発機関、国際通貨基金、世界銀行等。

5. 当会議の後、少なくとも6か月以内に各国事務レベルの会議を1回または数回開くことを合意した。また約

12か月後、閣僚による本会議を改めて開催する旨合意した。

6. 当会議は全会一致の原則に基づく手続き上の諸規則を採択した。これにより当会議の決定や勧告は、いずれの代表も反対しないと議長が確認したときに限りくだされる。

### ◇IMF理事会、輸出変動補償融資制度を拡大

IMF理事会は、6月のIMF総務会暫定委員会およびIMF・世銀合同開発委員会での要請(50年7月号「要録」参照)を受けて「輸出変動補償融資制度(注)」の拡大を検討してきたが、この最終決定を12月24日に行った旨12月29日発表した。

(注) 本制度は1次産品輸出国を主な対象とした輸出所得減少分を補償するための融資制度で1963年に設置され、1975年12月24日までの利用国は36か国、累積融資額は12.2億SDRに達している(融資残高7.2億SDR)。

主な内容は次のとおり。

#### 1. 融資残高限度の引上げ

融資残高限度を加盟国クォータの75%とする(従来は50%)。

#### 2. 年間融資増加額上限の引上げ

IMF理事会が災害その他緊急事態発生等から特に認めた場合を除き、どの12か月間をとっても超過することのできないネット融資増加額の上限を加盟国クォータの50%とする(従来は25%)。

なお、本制度に基づく融資が一定基準を超えた場合融資を受ける加盟国が国際収支改善努力をするようIMFと協力することが必要となっているが、この基準を当該国クォータの50%とする(従来は25%)。

#### 3. 輸出所得減少額の算定基準の緩和

従来と同様、本制度融資を決定するにあたっては原則として加盟国の融資要請に先立つ最近時12か月間の輸出データを判断基準とするが、融資を弾力化するため状況に応じては6か月間の輸出データで判定することもできるように改訂する。

#### 4. 一般借り入れ分からの乗換え期限の緩和

一般借り入れ(クォータの2倍まで)および拡大ファシリティー借り入れから、わく外の本制度への乗換えは一般借り入れ等の融資日から18か月以内に要請すれば良いこととする(従来は一般借り入れの乗換えからのみで6か月以内)。

#### 5. 同制度の見直し

IMF理事会は、1977年3月末までに輸出所得減少額の算定基準を見直す(review)こととするほか、どの12か月間をとった場合でもその間の総融資額が15億SDR、

または融資残高が30億SDRを上回った際には本制度全体の見直しを行うものとする。

## 米州諸国

### ◇米国フォード大統領、1975年歳入調整法に署名

フォード大統領は12月23日、75年減税法を実質的に半年間延長することを目的とした「1975年歳入調整法」(Revenue Adjustment Act of 1975)に署名した。本法は75年3月に成立した「75年減税法」(50年5月号「要録」参照)が75年末限りの时限立法措置であるため、「75年減税法」の失效に伴い76年以降は実質的には増税を行うとの同様な効果が生じることとなり、その結果現在の着実な景気回復が損われかねない、との判断から成立に至ったものである。本法に基づく減税規模は総額168億ドル(注1)(ただし、年率換算)で、これは75年減税法(総額228億ドル)に基づく諸措置のうち一時的措置として実施された個人に対する74年分所得税の一部現金還付(81億ドル)、石油会社等に対する増税(20億ドル)を除く減税額(167億ドル)とほぼ同額である。

なお、本法成立にあたって議会は、大統領に対し「経済の状況に応じて、77財政年度(76年10月～77年9月)の財政支出を減税相当額だけ削減する(注2)」との拘束力をもたない声明(nonbinding commitment)を行っている。

(注1) 減税総額168億ドルには、「75年減税法」に基づき76年中も適用されることとなっている投資税額控除率引上げ措置等は含まれていない。

(注2) フォード大統領は75年10月6日に約280億ドルの恒久減税提案を行った際に、議会が財政支出削減を伴わない減税法を成立させたときには拒否権を発動する旨明記していたが、事実財政支出削減を伴わない減税法が12月17日、議会を通過し大統領に送付された際にはこれに対し拒否権を行使した。

このような行説りを打開するため議会では、法律的には何ら拘束力をもたない本声明を付帯することを認める一方、大統領もこれを了承し、本法の成立をみたものである。

本減税法の概要は次のとおり。

(1) 個人に対する減税措置(総額年率換算149億ドル(注))

イ. 概算控除(standard deduction)の引上げ

概算控除を調整総所得の15%(最高控除額、2千ドル)から16%(最高控除額、独身者2.4千ドル、妻帯者2.8千ドル)に引上げる。

なお、概算控除最低額(1.3千ドル)も独身者1.7千ドル、妻帯者2.1千ドルに引上げる(本措置による減税総額、年率換算40億ドル)。

ロ. 個人に対する税額控除(personal exemption tax credit)

各納税者およびその配偶者、扶養親族1人につき

35ドルかまたは、課税所得の2%(ただし、最高180ドル)を納税額から追加控除する(本措置による減税総額、年率換算95億ドル)。

### ハ. 低所得層に対する税額控除(earned-income credit)

賃金等報酬総所得4千ドル以下の世帯に対し、その10%(最高控除額400ドル)を納税額から控除する。ただし、報酬総所得が4千ドルを超える場合には、その超過額10ドルにつき控除額を1ドル減額(報酬総所得8千ドルで打止め)する(本措置による減税総額、年率換算14億ドル)。

なお、本控除額が納付すべき所得税額を上回る場合にはその超過額を1977年に現金還付する。

(2) 企業に対する減税措置(総額、年率換算19億ドル)

イ. 法人所得税の税率変更(corporate tax rate change)

米国の法人税は普通税と付加税の2種類があり、75年減税法適用以前の税制においては、普通税が課税所得額の22%、付加税が課税所得額中の25千ドルを超える部分の26%となっている(従って、普通税、付加税合計で最高48%)が、今次減税法においては、普通税については、課税所得額が25千ドル以下に対して20%、25千ドル超に対して22%と2本建てにし、また付加税については50千ドルを超える課税所得額について26%(普通税、付加税合計で最高48%)とする。

(注) 本減税法による減税規模はすべて75年減税法適用以前の税制との比較に基づくものである。

### ◇「1975年ニューヨーク市季節融資法」の成立

フォード大統領は11月26日、「1975年ニューヨーク市季節融資法案(New York City Seasonal Financing Act of 1975)」を議会に提出する旨声明を発表、その後同法案は12月上旬上下両院を通過し、12月9日同大統領の署名を得て法律として成立した。同法は、財政危機に陥っていたニューヨーク市が必要とする季節的資金をニューヨーク州から融資できるようにするために、連邦政府に対し同州への短期資金の融資権限を付与することを内容としており(連邦政府が州に資金を供給して間接的に市を救済する形)、これにより同市財政再建の基本路線が敷かれることとなった。

同法の骨子は次のとおりである。

① 融資限度……融資残高のピークが23億ドルを超えないものとする。

② 融資期間……融資実行は毎年7月から翌年3月ま

でとする。一方同融資の返済は融資実施会計年度の最終日(6月末日)を最終期限とし、一会计年度ごとに完済させるものとする。

③ 金利……連邦政府の調達金利(注)に1%上乗せした水準とする。

④ 融資条件等……財務長官が返済の見込みがあると判断した場合(ニューヨーク市が財政再建計画を確實に実行している場合等)にのみ融資する。また期日までに全額が返済されない場合はそれ以後の融資は行わない。

⑤ 本法の有効期限……1978年6月末日までとする。

(注) 「連邦政府の調達金利」とは、「満期までの残存期間が連邦政府の当該融資期間と同一の既発市場性国債の現行平均市場利回り」を指すこととなっている。

なお、同法に基づき連邦政府がニューヨーク州に対し76会計年度に23億ドルを超えない範囲で融資することを認めた歳出法が、12月18日に大統領署名を経て成立している。

#### ◇米国、エネルギー法成立

フォード大統領は12月22日、国内産原油価格の価格統制延長を含む包括的なエネルギー法案(エネルギー政策および節約法案)に署名した。

なお、大統領は本法案成立に伴い、75年2月以降実施されてきた輸入原油に対する課徴金賦課(バーレル当たり、2ドル、50年2、6月号「要録」参照)を同日付で撤廃する旨、あわせて発表した。

本エネルギー法の主な内容は次のとおり。

1. 米国産原油の平均価格の上限(注)を76年2月以降、バーレル当たり7.66ドル(現行約8.75ドル)に引下げる。もっとも、その後は、大統領提案に基づき、コスト上昇分をカバーしつつ石油業者の開発意欲を刺激する見地から米国産原油の平均価格を79年5月までの間、年間10%を超えない範囲で引上げることができるものとする。

(注) 米国の原油価格は、従来価格統制の対象となっていた「古い石油(old oil)」(72年以前に開発された国内油田でかつ72年生産水準以下に相当する部分で、全米石油生産量の約6割を占める)価格(規制価格バーレル当たり5.25ドル)と統制対象外の「新しい石油(new oil)」(市場価格バーレル当たり約13ドル)価格の2本建てであったが、本法律の成立により古い石油と新しい石油の加重平均価格が規制されることとなった。

2. 自動車メーカーにガソリン節約型自動車の生産を義務付ける(各メーカーの新車の1ガロン当たり平均走行距離の基準を逐次引上げていき、1985年には1ガロン当たり27.5マイルとする)。

3. 家電メーカーにエネルギー効率を示すラベルをはることを義務付ける。

4. 最終的に全米で10億バーレルの石油備蓄を目指す(3年内に少なくとも1.5億バーレル備蓄)。

5. 緊急時には大統領にガソリン配給制およびその他の節約措置に関する提案権限を与える。

6. 同法は79年5月末までの时限立法とする。

◇米国連邦準備制度理事会、支払準備率の一部を引下げ  
連邦準備制度理事会は12月24日、加盟銀行の期間180日以上4年未満の定期預金に対する支払準備率を3%から2.5%に引下げるのこととし、明年1月8日~14日の準備積立て週(対象預金の計算期間は12月25日~31日週)から実施する旨発表した。ただし、定期性預金全体に対する平均的な準備率は、各行とも法定(注)の下限である3%を下回ることは認められないこととされている。

今回の措置について同理事会では、「先般(10月15日)の準備率引下げ(50年11月号「要録」参照)と同様加盟銀行の預金債務構造の長期化を意図したもの」と説明している。なお、本措置に伴う所要準備額軽減額は約340百万ドルと見込まれている。

(注) 連邦準備法第19条(b)項は、連邦準備制度理事会に対して要求預金以外の預金に対する支払準備率を下限3%、上限10%の範囲内で決定する権限を付与している。

#### 米国の支払準備率(定期性預金分)

(単位・%)

	新準備率	旧準備率
貯蓄預金	3.0	3.0
定期預金		
5百万ドル以下		
180日未満	3.0	3.0
180日以上 4年未満	2.5	
4年以上	1.0	1.0
5百万ドル超		
30~179日	6.0	6.0
180日以上 4年未満	2.5	3.0
4年以上	1.0	1.0

#### ◇米国上院、金融制度改革案を可決

米国上院は12月11日、1930年代以降最も徹底的な金融制度改革といわれる「1975年金融機関法」(Financial Institutions Act of 1975)を可決した。

米国における現在の金融制度改革論議は、1971年12月の「金融制度に関する大統領委員会(President's Commission on Financial Structure and Regulation、いわゆるハント委員会)」の報告とこれを基礎とする政府提案(73年8月)に端を発しているが、上院では過去約2年間にわたる審議の結果、本案の可決という形で一応の結

論に達したものであり、金融の効率化、金融機関相互間の競争促進および住宅金融の安定化等がその主たるねらいとなっている。もっとも上院の改革案は、別途審議中の下院の改革案との調整を要するため、最終的にどのような改革が実施されるかは、現在のところ必ずしも明白でない。

上院案の骨子は次のとおり。

(1) 連邦法により設立されている貯蓄貸付組合等の貯蓄金融機関(以下連邦貯蓄貸付組合等という)が当座勘定を開設することを認める。

(2) 当座勘定への付利

1978年1月1日以降、国法銀行および連邦貯蓄貸付組合等が当座勘定に金利を付けることを認める。ただし、連邦準備制度理事会は財務長官等と協議のうえ実施期日を1980年まで延期することができる。

(3) 振替可能貯蓄預金(NOW accounts)の導入

国法銀行および連邦貯蓄貸付組合等に対し、地域を問わず(注1)、振替可能貯蓄預金(Negotiable Order of Withdrawal accounts)の導入を認める。

(4) 預金金利の上限規制の撤廃

預金金利の上限規制を、当該法律制定時から5年半後に撤廃する。

(5) 連邦貯蓄貸付組合等に対する支払準備率

連邦準備制度理事会に対して、連邦貯蓄貸付組合等についても支払準備率を課す権限を付与する。

(6) 与信業務の拡大

国法銀行の住宅抵当貸付に対する規制(注2)を緩和するとともに、連邦貯蓄貸付組合等に対して消費者ローンおよびクレジット・カード業務を認める。

(注1) 現在ではマサチューセッツ州およびニュー・ハンプシャー州においてのみ許可。

(注2) 国法銀行は現在のところ連邦準備法24条により住宅抵当貸付につき担保掛け目、満期期間等に關し規制が加えられている。

#### ◇米国、連銀の国債等直接買入れ権限を延長

連銀が50億ドルを保有限度として国債または政府保証債を米国政府との間で直接売買しうる権限を定めた連邦準備法第14条3ただし書の規定は、75年10月31日に期限切れとなっていたが、フォード大統領は11月12日、同規定を76年10月31日まで延長する法案に署名した(49年12月号「要録」参照)。

#### ◇カナダ、「インフレ対策法」の成立

トルドー・カナダ首相は10月13日、賃金・価格等の規制導入を発表し、その法的根拠となるべき「インフレ対策法(Anti-Inflation Act)」を議会に提出していたが、

同法案は上下両院を通過のうえ12月15日法律として成立した。

#### 1. 規制の対象

下記の企業等(注)における価格、利潤、配当および従業員等の賃金・報酬。

①従業員500人以上の企業(ただし建設業については20人以上の企業) ②公共部門 ③専門的職業 ④その他インフレ対策委員会(詳細後記3.(1)参照)の勧告に基づき内閣が定める企業等

(注) マクドナルド蔵相は議会証言(75年10月14日)によれば、同法の規制対象となるのは民間企業では約3,500社、労働人口では全体の約42%。

#### 2. 規制の方法

内閣が上記の価格等につき隨時ガイドライン(注)を作成、公表のうえ規制。

(注) マクドナルド蔵相は議会証言(75年10月14日)で、賃金については原則的に初年度10%以内(ただし、過去2~3年間の賃金上昇率が消費者物価の上昇率を下回っている場合は12%以内)とし、価格については原則としてコスト上昇の範囲内に規制する方針を明らかにした。

#### 3. 規制実施機関とその権限等

価格等の規制を実施・管理するため新設される機関およびその権限等は以下のとおり。

(1) インフレ対策委員会(Anti-Inflation Board)

規制実施の中核的機関として①ガイドラインの実施状況の監視、価格等の変更がガイドラインに違反するかどうかの決定、②違反の当事者との協議およびその説得、③説得が不成立の場合における当該案件の行政専門官への報告、④ガイドラインの修正に関する内閣に対する勧告等を行う。

(2) 行政専門官/Administrator

インフレ対策委員会の機能を補佐する役割を担っており、①インフレ対策委員会もじくは主務大臣からガイドライン違反の事実について報告を受けた場合における違反の有無の調査と主務大臣、議会への報告、②違反によって得られた超過収入(行政専門官が評価)の返却の請求、③超過収入の一定割合に相当する罰金の賦課等を行う。

(3) インフレ対策措置不服審判所(Anti-Inflation Appeal Tribunal)

規制実施に伴い発生する紛争の処理機関で、行政専門官の命令に不服のあるものの訴願に応じ、①命令の取消しまたは変更、②命令の再審査のための行政専門官への差戻し、③聴聞会の開催による事実審査等を行う。

#### 4. その他

(1) 本法の各規定、もしくは行政専門官の命令に反する

ものは、禁錮、罰金等所定の刑事罰を科される。

- (2) 本法は施行停止する旨の内閣布告が出されない限り、1978年12月31日まで存続する。

## 欧 州 諸 国

### ◇ E C、歐州理事会を開催

歐州理事会(Conseil Euroéen、E C各首脳と外相が出席)は12月1、2日の両日、ローマにおいて開催された。今回会議の重点議題は、「国際経済協力会議」(別項参照)に臨むE Cの立場を最終的に調整することであったが、このほか、欧州議會議員の直接選挙制導入、域内統一パスポートの創設等E C内部でこれまで検討されてきた懸案の処理も併せ採上げられた。合意項目の概要は次のとおり。

#### (1) 「国際経済協力会議」における代表権等

E Cは「国際経済協力会議」に統一代表を送ることとする。ただし、将来産油国となることを理由に単独代表権を主張していた英國に対しては、同会議の席上E Cの基本政策のわく内で補足的な発言権を認めるとしている。

#### (2) その 他

##### イ. 欧州議會議員の直接選挙制

欧州議會議員(従来は各加盟国の議会が各国の定める手続に従い国會議員の中から指名)の選挙を直接選挙方式により78年5月ないし6月に同時統一的に実施する(ただし英國は実施日につき、またデンマークは直接選挙方式につき、国内世論の形成が遅れていること等を理由に態度を保留)。

##### ロ. 域内統一パスポートの創設

E C各国のパスポートの様式を統一し、78年から発給する。E C外相理事会は出入国・通関手続の統一を目標に引き続き諸問題の検討を行う。

##### ハ. 会計検査院の新設

E C予算運営における冗費の支出を検査、防止するため、会計検査院(Cour des Comptes Européenne)を新設する。

### ◇ E C蔵相会議、IMF保有金の処分等につき合意

1. E C蔵相会議は12月15日ブリュッセルで開かれ、76年1月開催のIMF暫定委員会に向けての、E Cの基本方針を概要、以下のように合意した。

#### (1) IMF保有金の処分

- ① IMF保有金の6分の1を売却すること、②別の6分の1を各出資国に返還すること、③各国中央銀行

によるIMF放出金の市場での購入(価格は市場価格)を認めること、の3点を一括して同時に実施する。

#### (2) 為替相場の安定

為替相場安定に関するランブイエの米・仏合意(注)をECレベルで承認する。前記米・仏合意のうち毎日の中央銀行間協議の具体的方法については、現行EC共同フロート協議システムの幹事中央銀行(共同フロート参加各国中央銀行で持回り、現在はデンマーク中央銀行)がこれら中央銀行間で毎日3回交換する情報を取りまとめて毎日米国(ニューヨーク連銀)に報告し、米国はこれをカナダと日本に連絡するものとする。なおEC各中央銀行は、為替市場動向を含む経済・金融情勢一般について、毎月大蔵大臣に報告するものとする。

(注) 75年11月15~17日の3日間パリ郊外ランブイエ城において開催された主要6ヶ国首脳会談(50年12月号「要録」参照)の際成立。

内容は未公表ながら、フルカード仮議相は、その内容に因襲して会議後①為替相場安定のため、かく乱的な相場変動(fluctuations erratiques)を各国中央銀行の共同介入(interventions concertées)によって除去する、②為替市場介入にあたって関係各國間で3段階の定期協議(中央銀行總裁レベル<毎日協議>、蔵相代理レベル<毎週協議>、蔵相レベル<毎月協議>)を実施するとの説明を行っている。

2. なお同蔵相会議は、スイス・フランスの共同フロート参加問題については、今回も共同フロート参加国間で最終的決着をみるに至らなかったことを確認するとともに、本問題の検討を当分延期する旨決定した。

### ◇ 英国政府、財政支出圧縮策を相次いで発表

1. 英国政府は11月25日、食料品価格補助金のうちパンに対する補助金支出を11月30日から1ポンド当たり2分の1ペンス削減(24ペンス→2ペンス)する旨発表した。

本措置に関しウィリアムズ物価・消費者保護相は、「このままでは本年度の食料品価格補助金支出額が当初予算の550百万ポンドを大きく上回る見通しであるため実施することにした。本措置による本年度の支出削減効果は約5.5百万ポンドと見込まれる」旨コメントしている。なお、パン業界は労働コスト上昇を理由に12月1日から値上げ(重量1ポンド当たり2分の1ペンス)しているが、さらに本措置に伴い補助金削減分の価格上乗せが行われるとみられ、これら両要因によるパン価格の上昇が小売物価指数にもたらす引上げ効果は0.04%とみられている。

2. また政府は11月21日、76年度の地方交付金(rate-support grant)支出計画を発表するとともに地方財政当局に対し同76年度の地方財政支出を抑制するよう要請した。

(1) 地方交付金支出計画の内容は次のとおり。

## イ. 地方交付金比率の引下げ

76年度の地方交付金比率(地方財政収入に占める政府の交付金のウエイト)を65.5%と、75年度(66.5%)に比べ1%引下げる。

## ロ. 地方交付金の支出限度(cash limit)(注)を設定

76年度交付金の支出増加額に関し、480百万ポンドの最高限度を設定する。

(注) 交付金支出計画は実質ベースによっているのに対し、実際の支出額は物価上昇に伴い増すうしてくるのが従来の例(ちなみに、75年度の交付金支出額は当初計画の5,434百万ポンドに対して6,590百万ポンドと2割強増加)。政府は、この名目ベースの支出増大に歯止めをかけるため、今回初めて cash limit 制を導入したものである。

(2) 今回決定の発表にあたったクロスランド環境相(英国では地方自治関係行政も担当)は、「インフレ抑制の見地から地方財政支出の膨張をおさえるために採ったものである」と説明し、併せて「地方当局は交付金比率引下げに対処するため、地方税増税による収入増ないし、支出削減のいずれかの選択に迫られよう。この点について政府としては、76年度の地方税率引上げ幅を75年度のそれ(平均引上げ率25%)を相当前回る水準に抑えるよう要望する」と述べている。

3. なお、上記支出限度の設定に関連してウィルソン首相は11月20日、「cash limit はインフレを抑制するうえで重要な役割を果すものであり、76年度の政府支出についてもこれを設定する方針である」と述べている。

## ◇英国政府、選択的輸入規制を含む雇用促進策を発表

1. 英国政府は12月17日、以下の雇用促進対策を発表した。

### (1) 輸入規制

イ. スペイン製綿糸、ポルトガル製綿糸および合織織物に対し、12月17日以降輸入数量割当制(注)を導入する。

(注) 76年の割当量は次のとおりと伝えられる(カッコ内は75年1~10月の輸入実績)。

スペイン製綿糸	2,732トン	(2,329トン)
ポルトガル製綿糸	4,924トン	(6,328トン)
同 合織織物	15.6百万スクエア	(15.6百万スクエア)

ロ. 東欧製紳士服について対英輸出量を抑制するよう関係国と協議する。またチェコ、ポーランドおよびルーマニアに対し紳士靴の対英輸出自主規制を76年も続けるほか、新たに婦人・子供靴についても自主規制を実施するよう要請する。

ハ. カラーTVチューブ、カラーおよび白黒(15インチ以下)TVセットにつき明76年1月15日から輸入監視制度を適用する(本措置の適用要領等については50年10月号「要録」参照)。

### (2) 消費者信用規制(注)の廃止ないし緩和(12月18日実施)

イ. 敷物、家具、セントラル・ヒーティング、ポート等に対する規制は廃止する。

ロ. その他の耐久消費財に対する賦払信用に関しては、頭金比率の最低限度を引下げ(33%以上→20%以上)、かつ返済期間も延長する(24か月以内→30か月以内)。ただし、自動車については従来どおり(頭金比率33%、返済期間24か月以内)とする。

### ハ. テレビの賃貸料前納限度額を引下げる(42週分→26週分)。

(注) 本措置はさる73年12月総需要抑制策の一環として実施されたものである(49年1月号「要録」参照)。

### (3) 失業対策

イ. 主に若年労働者の雇用機会を創出するため、労働力供給委員会(注)への財政支出を10百万ポンド増額する(30百万ポンド→40百万ポンド)<50年10月号「要録」参照>。

(注) 労働力供給委員会(Manpower Services Commission)は、政府の雇用政策や労働者訓練計画等を実施、管理する目的で1974年1月に設置されたもの。

ロ. 臨時雇用補助金制度の適用範囲を「20人以上の人員整理を計画している企業」にまで拡大(従来は50人以上)<50年9月号「要録」参照>。

### (4) 英国鉄鋼公社(British Steel Corporation)の在庫資金(注)援助のため本年度中70百万ポンドの融資を行う。

(注) BSCは、収益悪化を防ぐため人員整理を進めている(75年初から76年3月までに約10千人解雇する計画)が、需要不振の現状下、一層の人員削減を回避するために、生産水準の維持・在庫の積上げが必要であるとして、このための資金援助を政府に要請していた。

2. 英蘭銀行は同日、上記消費者信用規制の緩和措置に関連し、総裁名による書簡を発出し、全銀行および割賦販売金融会社に対して以下の3点を改めて要請した。

(1) 製造産業向けの貸出を優先すること。

(2) 個人向け貸出を、消費者信用規制の緩和に伴う資金需要に応じる場合を除き引き続き抑制すること。

(3) 金融取引のための貸出および不動産会社向け貸出を引き続き抑制すること。

(注) これは英蘭銀行のいわゆる貸出の質的指導(qualitative guidance)であって、72年8月以降導入・実施され、これまでに3回おおむね同様の要請が行われてきた(47年9月号、48年10月号、49年1月号「要録」参照)。

3. ヒーリー蔵相は上記1.の措置に関連し、「インフレ率は予想どおり鈍化してきたが、他国に比べれば依然、高水準にあるため、財政面から一般的な需要喚起策を実施して失業を減少させる余地はない」と述べるとともに、インフレ抑制こそが失業対策を成功させるための前

提条件である」旨強調している。なお、一部に予想されていた自動車の輸入規制は今回の措置に盛込まれなかつた。この点につき同蔵相は、「自動車の輸入規制も検討したが、①相手国からの報復が強く懸念されたこと、②国内の製品在庫が乏しいため、これによりむしろ国産車の輸出が抑えられかねないことなどの事情にかんがみ見送ることとした」と説明している。

#### ◇英国政府、英国クライスラー社の救済策を発表

1. 英国政府は12月16日、同国の自動車メーカー、英國クライスラー社<sup>(注)</sup>を救済するため、総額162.5百万ポンドの資金援助を行う旨発表した。この間の経緯をみると次のとおり。すなわち、

- (1) 英国クライスラー社は近年、英国内の市場占有率低下(74年9.2%→75年1~11月6.6%)をみるとともに、業績不振に陥り、本年の赤字はすでに上半期だけで15.9百万ポンドとほぼ74年中実績(17.7百万ポンド)並みの規模に達した。
- (2) このため親会社である米国クライスラー社は10月末、「クライスラーは現在、各国における系列会社の不採算部門の洗い直しを行っており、英國の工場閉鎖も検討の対象となっている」(米国本社リカード会長)との方針を明らかにした。
- (3) これに対し英國政府は、英國クライスラー社の閉鎖という事態を回避すべく、同社の再建策について米国クライスラー本社と協議を開始(11月3日から)、1か月間余に及ぶ数度の交渉(政府首脳とりカード会長との直接交渉は11回)を重ねた結果、下記のような同社の強化・合理化対策の推進を条件に救済資金援助を決定、両者間で合意に達したものである。

(注) 1967年米国クライスラー社が英國産業再編成公社(IRC)の支援を得て英國ルーツ社を買収、設立したもの。

2. 英国クライスラー社の再建策の概要は次のとおり。

- (1) 英国政府は、英國クライスラー社に対し下記の資金援助を行う。
  - イ. 76~79年の4年間の赤字補てん資金供与…72.5百万ポンド(うち76年は50百万ポンドを限度とする)。
  - ロ. 投資資金の貸付…55百万ポンド(ただしこのうち28百万ポンドは米国クライスラー社が債務保証を行う)。
  - ハ. 銀行借入に対する債務保証…35百万ポンド(ただし米国クライスラー社が再保証を行う)。
- (2) 一方英國クライスラー社は、以下の生産体制強化および合理化を実施する。
  - イ. 英国政府派遣の重役を2名受入れるほか、政府と

計画協定(Planning Agreements)<sup>(注)</sup>を締結する。

- ロ. 労働者25千人のうち8千人を解雇する。
- ハ. 生産体制を強化するため米国クライスラー社から資金援助を受けて33~35百万ポンドの設備投資を行う(うち10~12百万ポンドは新小型車を生産するためのもの)。

(注) 50年9月号「要録」参照。

3. 今次決定に関しバリー産業相は、「25千人の職を失うか、それとも17千人雇用を維持・確保するかの選択であった」旨説明している。しかしこれに対しては、同社の労組が「8千人の解雇」に強く反発しているほか、一般産業界でも「今回の措置は非効率企業を温存するものであり、11月に政府が打出した<新産業戦略><sup>(注)</sup>に逆行するもの」(英國産業連盟)との批判が強い。

(注) 50年12月号「要録」参照。

4. この間、“政府のシンク・タンク”(ファイナンシャル・タイムズ紙)といわれる内閣官房中央政策検討委員会(Central Policy Review Staff)は12月16日、『英國の自動車産業の将来(The Future of the British Car Industry)』と題する報告書をまとめ、発表した。同報告書と上記クライスラー社問題との関係は必ずしも明らかでないが、その概要は次のとおりであり、主たるねらいは英國自動車産業の生産性向上促進にあるとみられている。

- (1) 英国の自動車産業は工場や車種が多く過ぎ “規模の経済”を享受していないうえ、過剰労働力の存在あるいは労使紛争の多発等から労働生産性が極めて低い(E C諸国の自動車産業における平均労働生産性のわずか半分)。
- (2) 向う10年間の英國自動車産業の展望ならびに問題点等は次のとおり。
  - イ. 労働生産性の改善が全くみられない場合、1985年までに生産水準は年産70万台(74年の生産実績は160万台)にまで落込み、自動車に関する貿易収支は10億ポンド以上(75年価格)の赤字となり、27.5万人の労働力が遊休化(75年9月現在の雇用者数は75万人)しよう。
  - ロ. 一方、労働生産性が急速に改善された場合でも、85年の生産水準は190万台と現在の生産能力(230万台)を下回る見込である。
  - (3) 労働生産性の改善と長期的な雇用安定のためには、今後3~4年以内に過剰労働力の解消が必要である。また、設備・工場等の規模縮小も図るべきであろう。
  - (4) 政府は自動車産業の将来に対し責任を担っていくべきであるが、その場合あくまでも業績向上を前提とし

た支援政策の推進でなければならない。

#### ◇英國政府、バーマ・オイル社の北海石油利権買収方針を発表

英國政府は12月3日、同國の石油会社バーマ・オイル社に対し、同社の北海石油利権(注)を買収する旨申入れたことを明らかにした。

同社は74年末タンカー部門の欠損等から経営危機を招いたため、英蘭銀行からその対外債務650百万ポンドの保証(期間1年)を受けた(50年1月号「要録」参照)が、その後も経営の改善が進まないため、「英蘭銀行が上記債務保証期間を9か月延長する一方、政府も資金援助の一環として本措置を決定した」(ベン・エネルギー相)ものである。

なお、買収価格については、政府出資により11月に設立された英國石油公社とバーマ・オイル社との間で協議・決定されることになっている。

(注) バーマ・オイル社は北海のNinianおよびThisle油田(ともに英國領)に利権を有しており、その資産額は約150百万ポンドと推定されている。

#### ◇西ドイツ、共同決定法案に連立与党間の合意成立

1. 西ドイツの共同決定法案(注)(Mitbestimmungsgesetz)は74年2月に議会に上程された後、とともに野党キリスト教民主同盟の反対が強かったところに加え、連立与党の一方である自由民主党も抵抗を表面化させたため審議は棚上げ状態となっていたが、このほど連立与党間に合意が成立し、12月9日両党の議員総会で妥協案が承認された。

(注) 同法案は労働者の経営参加を企業種に拡大するため、当時のブランド政権によって提出された。その特徴は、労使双方の完全な平等権を確立するため、西ドイツ企業の最高意思決定機関である監査役会(Aufsichtsrat)の構成を、資本家代表、労働者代表それぞれ同数とすることにあった。

2. 妥協案は、社会民主党の主張してきた労使対等の経営参加方式が形式的には監査役会の構成上維持されたものの、実質的には当初案と比べかなり資本家側に有利なものとなっている。

その骨子は次のとおり。

- (1) 監査役会の構成は労使代表それぞれ同数とする。労働者側代表は当該企業内従業員代表と上部労組代表から構成され、前者については、労働者(Arbeiter)、職員(Angestellte)、管理職(Leitendeangestellte)それぞれのグループから最低1人が選出される。
- (2) 監査役会議長、副議長の選出は監査役会の3分の2以上の多数を要するが、これに達しない場合には資本家側代表が議長を、労働者側代表が副議長をそれぞれ

選出する(当初案では、3分の2の多数を占める者がいる場合、単純多数決により選出し、議長と副議長は2年ごとに労使間で交代)。

(3) 取締役の選任は、監査役会の3分の2以上の多数の賛成を要するが、これに達しない場合には再度投票を行い、その際は議長が2票分の投票権行使しうるとともに、投票は過半数の賛成をもって有効とする(当初案では、3分の2に達しない場合、調整委員会<労使各2名で構成>で推薦し過半数で決定、それでも決まらない場合は株主総会にゆだねる)。

3. 本妥協案に対し、資本家側としては労働者の経営参加が拡充されるために歓迎できず、一方労働者側は最大の眼目であった労使対等参加方式が実質的に崩れたため不満が大きいものとみられる。しかし野党キリスト教民主同盟も原則的に妥協案を了承(12月12日)したため、修正法案が76年初頭の連邦議会(下院)に改めて提出され、早ければ76年前半にも成立の可能性がでてきた。

#### ◇ブンデスバンク、76年の中央銀行通貨の目標増加率を8%に決定

1. ブンデスバンクは12月18日の定例中央銀行理事会において、76年の中央銀行通貨の目標増加率を「年平均8%」(75年は年間8%)とする旨決定し、要旨次のようなコミュニケーションを発表した。

「ブンデスバンクの76年の金融政策は、来るべき景気上昇を持続的なものとし、同時に一層の物価安定を実現する方針で運営されよう。現時点においてこうした目標に合致する中央銀行通貨の増加率は年平均8%とみられる。ブンデスバンクとしては、特に企業家および労働組合に対し、このような通貨量の増加わくが物価、コストの引上げではなく、できる限り生産および雇用拡大に振向けられるよう行動することを希望している。」

2. クラーゼン総裁等同行首脳は理事会終了後の記者会見において次のように語ったと伝えられる。

- (1) 本決定に関し、政府、ブンデスバンクの間に意見の相違はなく、大筋において経済専門委員会の年次報告(50年12月号「要録」参照)の提言に沿ったものである。
- (2) 76年の目標増加率8%は年平均ベースであり、75年の目標増加率は年間であるので、両者の比較は困難である。中央銀行通貨はこのところ増加テンポを速めているが、76年の増加率が年平均8%となるためには、年間ベースではこれをかなり下回る筋合にある(なお75年の実績見込みは、年間9.5~10%、年平均8%弱)。

(3) 目標増加率の内訳は、新たな生産力拡大分 2.5%、未使用生産力が活動化する分 3.5%、避けがたい物価上昇分 4%、通貨流通速度上昇による節約分 -2%である。

#### ◇西ドイツ、8%もの連邦債を発行

西ドイツ政府は12月18日、75年第6回目の連邦債の発行要領を以下のとおり決定した。今次連邦債は長期債券市場の落着きを待って、約6か月ぶりに発行されたものであるが、投資家の間で市場の先行きに対する不安感が完全には払しょくされていないこともあって、表面金利は前回同様8%ながら期間が6年と、前回(8年)に比べ短縮されている。なお、これにより75年中の連邦債発行額は3,960百万マルクと前年(2,800百万マルク)を上回った。

#### 第6回連邦債（6月発行の第5回連邦債）

発行額	660百万マルク	(660百万マルク)
うち600百万マルク クはブンデスバ ンク引受分	(うち600百万マルク クはブンデスバ ンク引受分)	
表面金利	8.0%	(8.0%)
期間	6年	(8年)
発行価格(対額面) 金額比	99.5%	(98.75%)
応募者利回り	8.11%	(8.22%)
発行時期	75年12月30日 ～76年1月5日	(75年6月26日 ～7月1日)

#### ◇フランス、中・長期貯蓄増強策を決定

1. フールカード蔵相は12月9日、下院において次のような中・長期貯蓄増強策を発表した。

##### (1) 新中期国債の発行

期間5年の累進利付国債を発行する(表面利率は1年目6.5%、2年目7.5%、3年目8.25%、4年目9.37%、5年目10.5%)。また銀行、貯蓄金庫(Caisse d'Epargne)、農業信用中央金庫(注)(La Caisse Nationale de Crédit Agricole)にも同種の貯蓄債券の発行を認める。なお、本国債の発行に伴い、従来発行されていた3年ものおよび5年もの国債の発行を中止する一方、74年1月以降中止されていた1年ものおよび2年ものの国債の発行を再開する(表面利率はそれぞれ上記6.5%、7.5%)<いずれも実施期日は未詳ながら、新聞報道では76年1月以降>。

(注) 農業信用金庫組織の中央機関として、1920年に設立。下部機関である地域農業信用金庫(Caisse régionale de Crédit Agricole)の余資受け入れおよび債券発行により原資を調達し、資金の不足している地域農業信用金庫および地方公共団体に対し貸出を行なう。

##### (2) 住宅貯金預入限度等の引上げ

奨励金付き住宅貯金(epargne-logement)の預入限度を引き上げる(1人当たり6万→10万フラン)。また同貯金を見合いとする住宅貸付の融資限度も引き上げる(同10万→15万フラン)<実施期日未詳>。

##### (3) 短期性預本金利の引下げ

貯蓄金庫の通帳預金(compte sur livret)金利を1.0%引下げ(7.5→6.5%)、76年1月1日から実施(注)するとともに、銀行の短期性預本金利についても別途国家信用理事会により引下げる方針を決定した(下記参照)。

(注) なお、これによる貯蓄金庫の預金吸収力低下を多少とも埋合せたため、同預金の非課税限度額は30%増額(1人当たり25→32.5千フラン、同じく76年1月1日から実施)。

2. 国家信用理事会は12月17日、銀行預金の付利最高限度に関する規制等を次のとおり改訂し、76年1月1日から実施する旨発表した。

##### (1) 通帳預本金利の引下げ

短期性預金である通帳預金(compte sur livret)金利を0.5%引下げる(7.0→6.5%)。

##### (2) 定期預金、貯蓄証書の規制拡大等

定期預金、貯蓄証書(bons de Caisse)につき、規制対象となる口座の範囲を、残高20万フラン以下かつ期間2年以下のものにまで拡大(従来はそれぞれ10万フラン以下、1年以下)のうえ、付利最高限度を次のとおり設定する。

##### イ、定期預金

1か月以上2か月未満	3.0%(据置き)
2 " 3 "	4.0%( " )
3 " 6 "	5.0%( " )
6 " 12 "	6.0%(1.0%引下げ)
1年	6.5%( " )
12か月超 18か月未満	6.5%(新設)
18か月以上24 "	7.0%( " )
2年	7.5%( " )

##### ロ、貯蓄証書

3か月以上6か月未満(注)	5.0%(新設)
6 " 12 "	6.0%(1.0%引下げ)
1年	6.5%(0.5% " )
12か月超 18か月未満	6.5%(新設)
18か月以上24 "	7.0%( " )
2年	7.5%( " )

(注) 3か月以上6か月未満の貯蓄証書は、今回新たに発行が認められることがとなった模様。

3. フランスの最近の貯蓄動向をみると、通帳預金を中心に短期性預金が急増(年初来11か月間の増加額は前年同期比7割増)する反面、中・長期貯蓄は不振と伝えら

れている。政府当局は、「このような短期性預金に偏重した貯蓄構造のもとでは預金取崩しにより過度の消費拡大が起り易く、ひいてはインフレ再燃につながるおそれがある。今次措置の最大のねらいは、こうした貯蓄構造をより長期・安定的なものに是正することにある」(同蔵相)と説明している。また短期性預金につき金利引下げないし規制拡大が行われたことには、金融機関の資金コスト低減を通じて市中貸出金利の低下を促進する意図も働いているものとみられる(別項参照)。なお今回、銀行の通帳預金金利の引下げ幅が貯蓄金庫のそれに比べ小幅に止められ両者の金利水準が同一(6.5%)となったが、これは預金吸収面で従来貯蓄金庫に対し相対的に不利な立場に立たされていた銀行界の競争条件同一化要求が受けられたものとの見方が一般的である。

#### ◇フランス、市中貸出金利を引下げ

1. フランスの有力市中銀行であるパリ国立銀行(La Banque Nationale de Paris)は12月16日、短期貸出基準金利の0.2%引下げ(8.8→8.6%)をはじめとする一連の貸出金利引下げ(商業手形割引歩合9.8→9.6%、当座貸越10.85→10.65%など)を決定、他の市中銀行も直ちにこれに追随した(実施は12月17日)。

今回の引下げは年初来6回目のもので、預金金利引下げ(別項参照)に伴う資金コストの軽減に対応して決定されたものである。

2. また、Crédit National(政府系長期金融専門銀行)は12月17日、長期貸出標準金利を1.0%引下げ(11.5→10.5%)、76年1月1日から実施する旨発表した。

#### ◇スイス、大口為替取引の報告徴求措置を延長

スイス中央銀行は12月5日、75年4月から実施している大口為替取引に関する報告徴求措置(注)が12月末で期限切れとなるに伴い、同措置を76年6月末まで延長することで関係機関(市中銀行<外銀支店を含む>、多国籍企業、一部金融会社)と合意をみた(紳士協定締結)旨発表した。

(注) 1件5百万ドルを超える大口為替取引(直物、先物とも)については、関係各機関は取引発生の都度、その金額および取引先の所属国名を毎面でスイス中央銀行に報告しなければならない(50年4月号「要録」参照)。

#### ◇スイス、インフレ対策措置を延長

スイス連邦議会は12月19日、73年12月以来実施され75年末に期限切れとなるインフレ対策(48年1月号「要録」参照)のうち、次の措置の3年間延長を決議した。

#### 1. 金融政策措置

#### (1) 預金準備率の適用権限

預金準備率の最高限度は引続き以下のとおりとし、スイス中央銀行はこの範囲で具体的な適用率および増加額準備率の基準日等を決定できる。

	残高 準備率	増加額 準備率
当座性預金、金融機関預金	12%(24%)	40%(80%)
定期性預金	9(18)	30(60)
貯蓄預金、金融債(期間5年未満)	2(4)	5(10)

(注) カッコ内は対外債務に対する準備率。

現在、準備預金積立義務は、対内債務に対しては全額免除されており(74年12月以降)、対外債務に対してのみ適用されている。

#### (2) 起債調整

国内債、株式等の公募発行については、必要に応じて要認可事項とし、その認可は債券発行調整委員会(9~11名で構成、スイス中央銀行役員1名を委員長とし、その他は内閣が任命)によって行われる。

なお同委員会は従来国内債の起債わくを四半期ごとに決定してきたが、75年第4四半期以降、市中流動性の増加傾向から同わくを事実上撤廃し、ほぼ全面的に発行を認可している(76年第1四半期は約20億スイス・フランに達する見込み<前年同期12.85億スイス・フラン>)。

#### 2. 価格、賃金、利潤および配当に対する監視制度

連邦政府は、商品・サービスの価格、賃金、利潤、および配当に著しい上昇が認められる場合には、各関係者と協議の上その抑制に努める。なお、政府は本制度の実施に当り、その権限を連邦経済省に所属する監視委員にゆだねることができる。

#### ◇スイス中央銀行、私募債発行の規制措置を決定

1. スイス中央銀行は12月12日、私募債(国内債およびスイス・フラン建外債)の発行に関して次のような規制措置をとる旨決定し、市中各行に通告した。すなわち、発行額の60%以上をシンジケート銀行が、引受けねばならず(ただし銀行の特定の顧客向け割当てを含む)、シンジケート銀行が流通市場において一旦引受けた分の二次的取引を行うことは、禁止される。なお、シンジケートの構成は10行を超えてはならない。

2. スイス中央銀行によれば、「本措置は、シンジケート銀行が能力以上の私募債を引受け、二次的取引を行う傾向がこのところ強まっている情勢にかんがみ、私募債発行市場の本来の性格を守るために採られたもの」と説明されている。

### ◇スイス連邦議会、新正・副大統領を選出

スイス連邦議会は12月10日、内閣閣僚7人を全員再選(任期4年)するとともに新たに正・副大統領を選出した(注)。

閣僚のメンバーは次のとおり。カッコ内は出身政党名。
大統領兼国防相 Rudolf Gnägi (スイス人民党)
副大統領兼法相 Kurt Furgler (キリスト教民主党)
内 相 Hans Hürlimann (キリスト教民主党)
外 相 Pierre Graben (社会民主党)
蔵 相 Georges-André Chevallaz (急進民主党)
経済相 Ernst Brugger (急進民主党)
交通・エネルギー相 Willi Ritschard (社会民主党)

(注) スイス連邦憲法によれば、連邦議会は閣僚を選出するとともに、そのメンバーの中から正・副大統領を選任する(任期は1年、兼任は禁止)。

### ◇オランダ政府、賃金・物価規制を発表

1. オランダ政府は12月1日、「76年末までにインフレ率(前年比)を現在(注)の年率10%から6%に抑える」との目標の下、賃金・物価に関する法的規制措置の実施方を決定、法案を議会に上程した。

(注) 75年10月の消費者物価上昇率は、前年同月比10.4%。

本規制の概要は次のとおり。

#### (1) 賃金

76年1月から6か月間賃金を凍結する。ただし1月1日に予定されているインフレ調整分の賃上げ(4.5%)は認める。

#### (2) 物価

イ. 12月3日を基準日として、それまでのコスト上昇分の価格転嫁は認めない。  
ロ. 同日以降のコスト上昇をカバーするため、製造業は従来価格の3%まで、サービス業は同じく6%までの範囲内で価格引上げを認める。

2. 本措置は、11月に政府、労使間で行われた76年の中央賃金交渉が失敗に終ったため、政府が立法措置により直接賃金決定に介入することを余儀なくされたものとみられている。なお政府は、引き続き労使と協議し、今後の賃金政策の在り方につき長期的な観点から検討していく方針とされている。

### ◇フィンランド、ミエットネン内閣の成立

フィンランドでは11月30日、ケイヨ・リンナモ暫定内閣(10月号「要録」参照)の後を受けてミエットネン内閣

が成立した。新内閣はミエットネン(中央党)を首班とする社会民主、共産、中央、スウェーデン人民、自由国民の5党等から成る連立内閣となった。主要閣僚は次のとおり。

ミエットネン内閣の主要閣僚	カッコ内出身政党
首 相 マルティ・ミエットネン	(中央党)
外 相 カルビ・ソルサ	(社会民主党)
法 相 クリストチャン・ジェストリン	(スウェーデン人民党)
内 相 ポーボ・ティリカイネン	(社会民主党)
国 防 相 イングバル・S・メリン	(スウェーデン人民党)
蔵 相 パウル・ポーバラー	(社会民主党)
第2蔵相 ピリオ・ルーカ	(無所属)
農 業 相 ハイモ・リンナ	(中央党)
運 輸 相 カウエ・ジルッペ	(共産党)
労 相 ポーボ・アイチオ	(共産党)
商 工 相 エーロ・ランタラ	(社会民主党)
貿 易 相 テー・レヒト	(無所属)

### ◇オーストリア中央銀行、貸出増加額規制の延長を決定

1. オーストリア中央銀行は12月2日、貸出増加額規制の延長につき、銀行協会との間で次のような合意をみた旨発表した。

- (1) 1972年11月に導入され、その後延長されてきた(期限75年末)貸出増加額規制をさらに6か月間延長し、76年6月末まで実施する。
- (2) 貸出増加率は各月1%増、増加率計算基準時点は75年6月末と従来どおりながら、今後景気情勢に応じ銀行協会と協議の上変更することがありうる。
2. なお、本措置について金融機関筋では、「中央銀行がインフレ対策を当面緩和する意向のないことを表明したもの」と受止めている。

## ア ツ ア 諸 国

### ◇韓国、1976年度予算の成立

韓国の1976年度(暦年)予算は12月2日成立した。本予算は、国防費の急増と公務員給与の大幅引上げを主因に、総額2兆362億ウォン(前年最終予算比+28.3%、当初予算比+57.6%)と初めて2兆ウォンを超す大型なものとなった。

歳出入の特色は次のとおり。

- (1) 歳出面では、国防費(前年最終予算比+52.2%、予算総額中ウェイト、34.6%)がベトナム戦争終結後の朝

## 韓国 の 1976 年 度 予 算

(注)  
(単位・億ウォン)

		1976年度予算		1975年	増減(%)
		金額	構成比	度最終 予算	
歳 入	租 稅	16,309	% 80.1	12,193	33.8
	うち 内 国 税	12,126	59.6	9,917	22.3
	関 稅	2,039	10.0	1,699	20.0
	防 衛 稅	2,144	10.5	577	3.7倍
	専 売 益 金	1,780	8.7	1,355	31.4
	そ の 他	703	3.5	595	18.2
小 計		18,792	92.3	14,143	32.9
公的借款見返り資金 借 入 金 等	1,569	7.7	1,226	28.0	
	—	—	500	—	
	合 計	20,362	100.0	15,869	28.3
歳 出	俸 給 ・ 年 金	3,254	16.0	2,022	60.9
	一 般 経 費	2,257	11.1	2,314	- 2.5
	地 方 交 付 金	2,403	11.8	1,804	33.2
	國 防 費	7,045	34.6	4,628	52.2
	財 政 投 融 資	5,402	26.5	4,600	17.4
	出 資 金	—	—	500	—
合 計		20,362	100.0	15,869	28.3

(注) ウォンは変動相場制を採用しているが、75年12月末現在1ウォンは邦貨0.6円強に相当。

鮮半島をめぐる国際情勢を映じて、また俸給・年金(同+60.9%)が物価高騰に伴う公務員給与の引上げ(平均45%、本年1月実施)から、いずれも大幅に増大。反面一般経費(同-2.5%)は、各種節減措置の実施により前年実績以下に抑えられている。

(2) 歳入面では、防衛税(75年7月新設)の大幅増収が見込まれているものの、内国税は昨年に引き続き本年も高成長が期待しがたいことから、また関税は各種輸入抑制策の実施もあって、いずれも伸び悩みが予定されている。なお前年急増(前年比3倍)をみた公的借款見返り資金は、政府の外国援助取入れ努力もあって、さらに前年を上回る(同+28.0%)額が見込まれている。

## ◆韓国、1975年第3四半期の成長率を発表

韓国銀行がさる12月発表したところによれば、1975年第3四半期(7~9月)の実質成長率(暫定計数)は、前年同期比+8.9%と前年の第3四半期以来もっとも高い上昇を示した。これは、在庫調整の進捗を主因に民間投資が大幅減少を示したほか個人消費も依然低調ながら、輸出が回復傾向を強めたため、製造業部門が繊維、合板等軽工業を中心に目立って上昇、加えて農林水産業部門が

## 韓国 の 実 質 成 長 率

(前年または前年同期比増減(-)率・%)

項	目	1974 年	1975年		
			第1四 半 期	第2四 半 期	第3四 半 期
G N P	総 額	8.6	5.0	6.9	8.9
	農 林 水 産 業	5.6-	2.0	5.8	6.3
	鉱 工 業	17.0	7.5	9.6	13.5
	うち 製 造 業	17.5	7.2	9.4	13.6
	建 設 業 お よ び 社 会 間 接 資 本	5.4	14.3	18.0	11.8
	そ の 他	4.6	0.6	0.3	4.0
G N E	個 人 消 費 支 出	5.4	4.9	5.0	4.9
	政 府 の 財 貨 ・ サ ー ビ ス 経 常 購 入	15.0	14.8	16.3	3.9
	総 投 資	19.5	42.6	19.5-	46.7
	うち 国 内 総 固 定 資 本 形 成	10.2	36.9	19.6-	9.2
	財 貨 お よ び 用 役 の 輸 出	-	2.3-	12.4	2.0
	(控除) 財 貨 お よ び 用 役 の 輸 入	3.4-	5.0	11.2-	7.1

(注) 1970年不変価格による。

農業の全般的豊作から好調であったことによるものである。

## ◆韓国、輸出促進策を実施

韓国政府は、輸出実績(1~10月為替ベース43.0億ドル)が目標(75年同60億ドル)を大きく下回っている状況にかんがみ、11月から12月にかけて次のような各種の輸出促進策を実施した。

- (1) 輸出商品を生産するための資本財・同補修品輸入のうち一定の要件(注1)を満たしているものについて、輸入保証金率を15%(従来100%)に引下げる(11月18日)。
- (2) 輸出加工用原材料の輸入にかかる保証金率を10%(従来15%)に引下げる(11月19日)。
- (3) 75年末までの間輸出入手続きなどを次のとおり暫定的に緩和する。
  - イ. 輸出検査の免除対象企業を75年1~10月中の輸出実績が2百万ドル以上(従来年間10百万ドル以上)の企業に拡大する(11月28日)。
  - ロ. 輸入検査の免除対象品目として原木、繊維原料等主要輸出加工用原材料51品目を追加(従来は米、とうもろこしなど17品目)する(12月17日)。
  - ハ. 輸出入検査手数料を50%かた引下げる(11月28日)。
  - (4) 輸出企業および建設企業の海外営業活動を支援する

ため12月1日から外国為替制度を一部改正(注2)する。

(注1) ①3、6または12か月間隔の均等分割払いと、かつ最終支払いが船積荷類引渡し後2年以上3年以内、②適用金利が米国プライムレート(またはLIBORプラス2%以内)、③1件当たり50万ドル(銀行の支払保証を受けた場合20万ドル)以内。

(注2) 主な改点は次のとおり。

①総合商社の海外での外貨保有限額引上げ(50万ドル→100万ドル)、②輸出企業の海外駐在員事務所の設置基準の引下げ(年間輸出実績60万ドル以上→30万ドル以上)、③輸出業者の海外販売活動にかかる出張経費の引上げ、④海外での建設工事代金の海外保有制限の緩和。

#### ◇タイ、米の輸出プレミアムを再引下げ

タイ政府は12月4日、米の輸出プレミアム(一種の輸出税)を次のとおり引下げた。

		旧 バーツ/トン	新 バーツ/トン	引下率 %
白米(碎米混入率 0%)		1,700	1,000	41.2
〃 ( 〃 5%)		1,700	900	47.1
〃 ( 〃 10~20%)		1,300	700	46.2
〃 ( 〃 25~45%)		900	500	44.4
蒸し米( 〃 0~5%)		450	400	11.1
〃 ( 〃 10~25%)		250	200	20.0

同国では、昨秋來る米輸出不振(本年1~6月の輸出額、前年同期比-48%)に対処して、すでに6月に輸出プレミアムを引下げているが、世界的な米の豊作から消費国の輸入需要は引き続き低調で、米の国際的市場価格も低下を続けている(11月末のバンコック市場価格、ピーケーク<74年4月>比-51%)。このため、米の輸出促進をねらい11月1日から輸出税を5%方引下げたのに続き、今回の措置をとるに至ったもの。

#### ◇インドネシア、邦銀から円建長期借入れ

インドネシア中央銀行は、12月26日、ブルタミナの資金繰り悪化救済策の一環として、本邦市中銀行グループ(21行)から150億円の円建長期借入れを行う契約に調印した。本邦銀行グループからのブルタミナ救済資金借入れば、本年6月(150百万ドル)に続き2回目。なお、返済期間は据置3年を含め7年、金利は9.9%。

#### ◇インド、ルピーの対英ポンド・レート切上げ

インド準備銀行は12月5日、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レートこれまでの18.3084ルピーから18.1284ルピーへ0.98%(IMF方式)切上げる旨発表、即日実施した。ルピーの新旧対英ポンド相場(1英ポンド当り)は次のとおり。

	新 18.08ルピー	旧 18.26ルピー
買い		

売り 18.18ルピー 18.36ルピー

今回の切上げは、本年9月の対英ポンド・レート切上げ(50年10月号「要録」参照)後も続いているポンド相場下落(対ドル・レート、9月25日~12月4日△0.9%)を映じて、同国の輸入物価が上昇していることから、これに對処するために採られた措置とみられる。

#### ◇インド、外資系石油会社を国有化

インド政府は12月24日、同国最大の外資系石油会社Burma Shellを接収した旨発表した。この措置により、インド国内にある同社の資産(評価額約32百万英ポンド)と営業権は100%国有化されることとなった。

今回の措置は、国内油田開発と外資系石油資本国有化により石油自給化を目指す同国政府の方針に沿ったもので、昨年1月にもエッソ社の国有化(資産、営業権の74%接収)が実施されている。同国政府は1980年までに外国系石油資本を完全に国有化することを目指しているが、今回の国有化によって同国石油事業の94%が国有化されたことになり、残るカルテックス、アッサム石油会社についても国有化の交渉を進めている。

一方、同国は、石油自給率引上げ(現在33%、2年後45%、5年後100%)を目指してポンペイ沖をはじめとする油田開発に注力しているほか、76年3月にはポンペイ・ハイ精油所(精製能力年産200万トン)の操業開始を予定している。

#### ◇クウェートおよびイラク、石油を完全に国有化

クウェート、イラク両国政府は、12月1日、8日にそれぞれ石油会社の完全国有化に成功した旨発表した。

クウェート政府は、かねてブリティッシュ・ペトロリアム(B.P.英)およびガルフ・オイル(米)両社との間で、クウェート国営石油会社(KOC)(注)の株式(各20%所有)およびその他資産の買取り交渉を行ってきたが、12月1日大筋の合意をみて協定に調印した。同協定の骨子は次のとおり。

(1) 両社のKOC株式および資産の譲渡については、本年3月5日にさかのぼって適用する。

(2) 同国政府は、両社の株式、資産を合計50.5百万ドルで買取る一方、1976年1月1日から1980年4月1日までの5年間にわたりガルフ・オイルに対しては日産50万バーレル、B.P.に対しては日産45万バーレルの原油をバーレル当り15セント割引した価格で供給し、さらにその後5年間は両社に対し日産40万バーレルの供給を保証する。

(3) 両社への供給原油は、同国所有の製油所で精製し、

また同国のタンカーで輸送することを条件とする。

(注) KOCは1951年、ガルフ・オイルとB Pの折半出資による合弁会社として設立されたが、その後同国政府が経営に参加、1974年にはその出資比率を60%に引き上げ、経営主導権を握った。なお、同社の原油生産量は同国産油量全体の約9割を占めている。

一方、イラク政府も、12月8日、B P、コンパニー・フランセーズ・ド・ペトロール、ロイヤル・ダッチ・シェルの3社(注1)との間でバスラ石油会社(B P C)(注2)の株式を全額買取ることで基本的合意に達した。

(注1) 3社の所有株式は全体の23.75%(うちB P 9.5%、コンパニー・フランセーズ・ド・ペトロール9.5%、ロイヤル・ダッチ・シェル4.75%)。

(注2) イラク国営石油会社(I P C)の子会社。

## 共産圏諸国

### △ソ連、1976年度国家予算の成立

ソ連の1976年度(暦年)国家予算案は、12月2日から開催されたソ連最高会議において審議の結果、同4日「1976年ソ連国家予算法」として発表された。その特色は次のとおりである。

(1) 歳入総額は2,237億ルーブル、歳出総額は2,235億ルーブルで、引き続き均衡財政を維持している。しかし予算規模の伸びは、76年経済計画における成長率目標の低下を映じて、歳出入とも前年比7.2%増と前年の伸び(7.4%増)をわずかながら下回っている。

(2) 歳入面では、高い比重を占める利潤納付(生産フォンド使用料、固定納付、剩余利潤、利潤控除)が前年比5.7%増(75年10.4%増)と前年を大幅に下回っている。また、主として消費財に賦課される取引税収入(同5.6%増、前年6.6%増)は小売販売高の伸び悩みから、また国民諸税(前年比9.5%増、75年13.2%増)は所

### ソ連の国家予算

(単位・億ルーブル)

	1974 年	1975 年	1976 年	前年比伸び率(%)		
				1974 年	1975 年	1976 年
歳入総額	1,943	2,086	2,237	6.8	7.4	7.2
うち利潤納付	626	691	699△	2.5	10.4	5.7
取引税	620	661	698	7.1	6.6	5.6
国民諸税	167	189	207	7.0	13.2	9.5
歳出総額	1,940	2,084	2,235	6.8	7.4	7.2
うち国民経済費	951	1,026	1,144	9.9	7.9	11.5
社会文化費	703	768	804	4.3	9.2	4.7
国防費	176	174	174△	1.6△	1.2	0
行政費	18	19	20	0	5.6	5.3

(注) △印は減。

得税の軽減、賃金の伸び率低下により、ともに75年の伸びを下回っている。

(3) 歳出面では、大宗を占める国民経済費(工・農業、運輸・通信、商業部門の設備投資、運転資金の増額に充当)が前年比11.5%増(75年7.9%増)と75年の伸びを上回っている以外は、いずれも伸び率低下をみており、特に国防費は174億ルーブルと前年水準に据置かれ、総額に占める比重は75年の8.3%から7.8%に低下している。

### △ソ連、1975年経済実績と1976年経済計画を発表

ソ連政府は12月開催された同国最高会議(会期12月2~4日)に75年経済実績報告と76年経済計画案を提出、承認を得た。概要次のとおり。

#### 1. 75年の経済実績

(1) 工業生産は、前年比7.5%増と年間計画目標(同6.7%増)を超過達成する見込みながら、農業生産が大宗を占める穀物生産の激減(実績見込み、133百万トン、計画比39%減、前年比32%減)により極度の不振に陥ったことから、国民所得は前年比4.0%増と年間計画目標(6.5%増)はもとより、前年実績(5.0%増)をも下回った。

(2) この結果第9次5か年計画(71~75年)期中の国民所得の伸びは28%と計画目標(37~40%増)を大きく下回ることが明らかとなった。

#### 2. 76年経済計画

本計画は、前年の農業不振を主因とする大幅計画未達のあとを受けて、総じて控えめなものとなっているが、主な特色としては、①農業生産の回復に最重点が置かれた結果、工業生産の伸びは極端に低く抑えられていること、②工業部門では、前年に引き続き生産財生産優先の方針が堅持されていること、③投資の伸びが財源不足から大幅低下をみていること、などが指摘される。

(1) 農業生産は、総額1,210億ルーブル(71~75年平均比7%増)を見込み、うち穀物生産については、205百万トン(前年比55%増)とかなり高めの目標を設定。

(2) 一方工業生産は、75年の農業生産不振に伴う原材料不足、投資削減、新規生産設備の完成遅延等の事情から、前年比4.3%増(前年実績見込み、同7.5%増)と極めて低い伸びを計画。第10次5か年計画の円滑な遂行を図るため、生産財生産優先方針が前年に引き続いて採用され(前年比4.9%増)、反面消費財生産の伸び(同2.7%増、前年実績見込み、同6.2%増)は極度に低く抑えられている。

(3) この結果国民所得の伸びは、前年比5.4%と鈍化、ま

た1人当たり実質所得(同3.7%増、前年実績見込み、同4.2%増)や小売売上高の伸び(同3.6%増、前年実績見込み、同6.8%増)は前年の伸びを大幅に下回り、国民の生活水準引上げ努力は後退している。

- (4) 総投資額は1,168億ルーブル(前年比2.5%増)と前年実績の伸び率(同8.2%増)を大きく下回っているが、これは主として企業採算悪化に伴う補助金の増大や機械・穀物等の対西側輸入急増に伴う財源不足によるものとされている。部門別では、農業部門への投資が前年比20.0%増と急増(構成比31.9%、前年同27.2%)している反面、その他部門への投資は若干ながら減少(前年比4.1%減)。
- (5) 貿易は、引続き高い伸び(前年比13.6%増、前年計画、同13.0%増)が見込まれており、特に社会主义諸国との取引拡大が予定されている。

#### ソ連の主要経済指標

(前年比増減(△)率・%)

	1971~75年 計 画 (年 率)	同実績見込み			1976年 計 画
		1974 年 実 績	1975 年 同 見 込 み	1976年 計 画	
国民所得	6.5~7.0	5.0	5.0	4.0	5.4
工業生産	7.3~7.9	7.4	8.0	7.5	4.3
生産財	(71~74年)	7.1~7.7	7.8	8.3	n.a
消費財	7.6~8.2	6.5	7.2	6.2	2.7
農業生産	3.7~4.1	2.0△	3.7	n.a	n.a
穀物生産 (百万トン)	195.0	180.0	195.6	132.5	205.2
総投資	6.3~7.0	6.5	7.0	8.2	2.5
工業労働生産性	6.4~7.0	6.0	6.5	5.9	3.4
1人当たり 実質所得	5.4	4.4	4.2	4.2	3.7
小売売上高	7.0	6.3	5.9	6.8	3.6
貿易総額	5.9~6.2	13.1	21.5	n.a	13.6
電力(億kw/h)	(75年計画)(注1) 10,650	—	9,750	(注2) 9,916	10,950
石油(百万トン)	" 496	—	459	489	520
天然ガス(億m³)	" 3,200	—	2,610	2,858	3,130
石炭(百万トン)	" 695	—	684	697	715
粗鋼(「」)	" 146	—	136	141	147
化学肥料(「」)	" 90	—	80	89	95

(注1) 75年計画は71年11月の最高会議におけるコスイギン報告による。

(注2) 75年実績見込みは75年1~11月実績の年率換算値。

資料：イズベスチヤ紙、エコノミーチェスカヤガゼタ紙、ソ連邦国民統計年鑑73、74年版。

#### ◇東ドイツ、1976年経済計画を決定

東ドイツ政府は12月5日、76年国民経済計画法案を人民議会に提出、承認を得た。本計画の特色は、主要工業生産の拡大、輸出促進、消費抑制および原燃料の節約を重点課題としつつ、国民経済の安定的成長を目指していることである。概要次のとおり。

- (1) 工業生産は、前年比6.0%増と前年計画(同6.3%増)を若干下回っているものの、化学(同7.4%)、電気・電子(同7.7%)、工作機械(同9.1%)等重点部門では引き続き高い伸びを計画。なお輸入原燃料の有効利用を図るため、各部門とも製品1単位当たり原燃料使用量の2.6~2.8%引下げを義務づけられている。
- (2) 農業生産は、ほぼ平年作を見込んで前年比1.4%増と控えめな伸びを見込んでいる。
- (3) この結果国民所得の伸びは、前年比5.3%増と前年計画(同5.5%増)をやや下回り、これに伴って国民の貨幣所得増加率も同4.0%(前年計画同4.4%、年実績同4.8%)と鈍化。
- (4) 投資は、大宗を占める工業部門向け投資の拡大(前年比8.7%増)から、同6.5%増と前年計画(同4.4%増)を上回る伸びを設定。なお工業部門の労働生産性はかかる投資増大により、引き高い伸び(同5.5%増、前年計画(同5.6%増)が見込まれている。
- (5) 貿易は、前年比9.7%増(前年計画同9.1%増)を計画。貿易収支改善のため、76年は輸入を抑制する一方、輸出拡大に一段と注力する方針。

#### 東ドイツの主要経済指標

(前年<同期>比増加率・%)

	1973年 実 績	1974年 実 績	1975年		1976年 計 画
			計 画	1~6月 実 績	
国民所得	5.5	6.3	5.5	5.5	5.3
工業生産	6.8	7.4	6.3	6.8	6.0
同労働生産性	5.8	6.3	5.6	6.0	5.5
農業生産	n.a	8.3	2.4	n.a	1.4
投資	8.5	4.0	4.4	n.a	6.5
小売売上高	5.9	5.9	4.6	4.2	4.0
貿易高	11.0	19.7	9.1	n.a	9.7

#### ◇ポーランド、米国と長期穀物協定を締結

ポーランド政府は11月27日、米国政府との間で長期穀物協定を締結した。

##### 1. 概要

- (1) ポーランドは、今後5か年間にわたり、年平均2.5百万トン(上下20%の増減は可)の穀物を米国から買付け

る。

- (2) 価格は市場価格による。
- (3) 米国は同国に対して、商品金融公社(CCC)を通じて輸出信用を供与<sup>(注)</sup>する。

## 2. 背 景

同国は東欧諸国中最大の農業国であるが、いまだ穀物の完全自給体制を確立できず(71~73年平均自給率、88.5%)、年々3百万トン程度を輸入している。特に本年は、穀物生産が昨年秋の豪雨により前年比約15%の減産となったことから、穀物不足量は5百万トン程度に達するも

のとみられている。また從来同国に対する穀物の大口供給国であったソ連も本年は大凶作に見舞われ同国に対する穀物供給をストップしており、今後もソ連からの安定供給を期待することは困難な状況になっている。こうしたことから、同国は本年の穀物買付けを円滑に行うとともに、今後長期にわたって安定的な穀物供給先を確保するために本協定を締結したもの。

(注) 米国政府は12月17日、ポーランドの第1次買付け分(小麦15万トン)に対して、25百万ドルのCCCを通じる政府借款を承認した(金利は通常の商業金利、返済期間3年)。